

トップページ
Top page

相続税相談所
Inheritance

公益法人の皆様
For legal person

取扱業務
Business outline

セミナー情報
Seminar

執筆・著作物
Copyrighted work

事務所概要
Overview

お問い合わせ
Contact us

公益法人の皆様

平田久美子税理士事務所 > 公益法人の皆様 > 移行期間が終了した公益法人制度改革の今後

○移行期間が終了した公益法人制度改革の今後

平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連三法により、それまでの社団・財団法人は同日をもって特例民法法人となり、平成23年11月30日までに公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行しなければ「みなし解散」となることとなりました。

制度移行時（平成20年12月1日）には全国に24,317の特例民法法人がありましたが、移行期間が満了する平成25年11月30日までに移行申請を行った法人の数は20,736であり、解散・合併等により消滅した法人は3,581となりました。移行した法人のうち、公益社団・財団法人は9,054、一般社団・財団法人が11,682となっています。また新制度では、公益認定を受けた法人は、寄付優遇税制の対象となる「特定公益増進法人」となり、旧制度では862しかなかった特定公益増進法人が、9,054と10倍以上に増加しました。（出典：内閣府「公益認定等委員会だより 第26号」（H26.1.6発行））

移行はゴールではなく新たなスタートであり、**新制度の下では所管行政庁の管理監督を受けることになります。公益社団・財団法人については、定期提出書類は移行前より大幅に増え、立入検査も概ね3年に一度と従来と変わらない頻度で受けることになっています。定期提出書類は、公益法人会計基準（いわゆる「20年基準」）に基づき作成しなければならず、作成する書類も多岐にわたります。**

また、会計だけではなく、ガバナンス、ディスクロージャーの面でも、これまでより対応しなければならないことが多くなっています。今後本欄では、公益法人のみならず参考となる情報を適宜提供してまいります。

平田久美子税理士事務所 2014/04/03

No.2 収支相償について ▶